

(今年度から様式が変わります)

(日本産業規格A列4)

様式第11号 (第1面)

この報告書では事業年度報告と6月1日現在の状況を報告していただきます。

※「事業所ごと」に作成してください。

(この記載例とともに第10面以降の記載要領を必ず参照のうえご記入ください。)

【提出期間】 6月1日(火) ~ 6月30日(水)

許可番号	派01-0000000
事業所枝番号	1
許可年月日	平成00年0月0日

許可証で確認

労働者派遣事業報告書 (年度報告) (6月1日現在の状況報告)

令和3年 6月 1日

※派遣実績がない場合も提出は必須です!

【実績がない場合の記入箇所】

- ① 第1面はすべて記入
- ② 第2面 (1) ①(全労働者の人数)
- ③ 第2面の上部の欄外に「派遣実績なし」と記入
- ④ 第5面 (8) (マージン率等の情報提供の状況)
- ⑤ 第6面 (9) ①(キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数)

提出者 株式会社 北海道労働局 代表取締役 北海 太郎

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

1 氏名又は名称	かぶしきがいしゃ ほっかいどうろうどうきょく 株式会社 北海道労働局		
2 住所	〒(060-8566) (登記事項に合わせる) 北海道札幌市北区北八条西二丁目 1-1 (011) 709-2311		
3 代表者の氏名 (法人の場合)	ほっかい たろう 北海 太郎	役名	代表取締役
4 事業所の名称	かぶしきがいしゃ ほっかいどうろうどうきょく さっぽろしてん 株式会社 北海道労働局 札幌支店		
5 事業所の住所	〒(060-8566) (ビル名/階数等、許可証に記載の通りに記入) 北海道札幌市北区北8条西2丁目 1-1 第1合同庁舎3階 (011) 709-2311		
6 大企業、中小企業の別	1 大企業	2 中小企業	
7 産業分類	名称	受託開発ソフトウェア業 (会社の主たる業務)	分類番号 3911 (4ケタ)
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	令和2年4月1日 ~ 令和3年3月31日	(会社の会計年度【決算期間】)	
9 民営職業紹介事業との兼業	1 有	2 無	許可・届出番号 01-ユ-△△△△△△
10 親会社の名称	株式会社 厚生労働省	備考	
	①労働者派遣事業の許可番号 派××-××××××	②民営職業紹介事業の許可・届出番号	××-ユ-△△△△△△
11 請負事業の実施	1 有	2 無	うち構内請負の実施 1 有 2 無
12 労働者派遣事業の売上高	40,000,000円	13 請負事業の売上高	10,000,000円
14 備考	※売上高は消費税含む額 ※8欄の会計年度【決算期間】の決算後の額		

参考：7欄 産業分類の調べ方

【日本標準産業分類】

総務省のホームページから分類検索システムで調べることができます。

※労働局記入欄

I 年度報告

(1) 派遣労働者数等雇用実績 (実人数) (報告対象期間末日現在) ※決算期末日における人数

Table with 6 columns: 計, 通算雇用期間が1年以上の派遣労働者, うち同じ職場に1年以上派遣見込み, 通算雇用期間が1年未満の派遣労働者, うち同じ職場に1年以上派遣見込み. Rows include ①全労働者, ②派遣労働者総計, ③無期雇用派遣労働者, ④有期雇用派遣労働者.

①③通算雇用期間 →派遣元での通算雇用期間
②④同じ職場に1年以上派遣見込み →期間制限の対象である組織単位(課やグループなどで締結された派遣契約の期間)①③のそれぞれの内数
(例)3月末決算の場合
・1月採用派遣労働者(雇用期間1年)
・1年間の派遣契約を締結
・派遣元での通算雇用期間3ヶ月(1~3月)
・同じ職場(派遣先)に1年の派遣見込みあり
→③「通算雇用期間が1年未満の派遣労働者」欄と
④「同じ職場に1年以上派遣見込みの者」(③の内数)に計上する。

⑤日雇派遣労働者 0 0 0 0 0

⑥登録者 ※ 20 -

※登録制度のある事業主のみ

①+③=計の人数
(6)雇用安定措置の対象者
決算期間内に締結した個別契約書の枚数を記入。
例えば同じ1年の派遣実績でも、1年契約だと1件、3ヶ月契約が4回だと4件になる。

(3) 派遣先に関する事項

①派遣先事業所数 (実数)

派遣実績がない場合 ○印 2

Table with 11 columns: 総件数, 1日以下のもの, 1日を超え7日以下のもの, 7日を超え1月以下のもの, 1月を超え2月以下のもの, 2月を超え3月以下のもの, 3月を超え6月以下のもの, 6月を超え12月以下のもの, 1年を超え3年以下のもの, 3年を超えるもの, 労働者派遣契約がなかった

(4) 教育訓練(キャリアアップに資するものを除く)の実績

①労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

Table with 5 columns: 教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号, 教育の方法の別, 教育の実施主体の別, 受講した派遣労働者数, 1人当たりの平均実施時間. Rows include 作業手順訓練, 腰痛防止教育, 4S(整理整頓清掃清潔)訓練, 危険予測訓練, 災害防止訓練.

②その他の教育訓練(①及び(9)に係るものを除く)

Table with 6 columns: 訓練の内容, 訓練の方法の別, 訓練の実施主体の別, 訓練費負担の別, 賃金支給の別, 1人当たりの平均実施時間.

③主な派遣先事業主(取引額上位5社)

Table with 2 columns: 氏名又は名称, 市区町村まで記入. Rows include 株式会社トヨヒラ (北海道札幌市), 株式会社ダイバ (東京都港区).

※労働安全衛生法第59条第1項で定められた「雇入れ時訓練」(労働安全衛生規則第35条の教育)
1 機械等原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱い方法に関すること。
2 安全教育、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取り扱いに関すること。
3 作業手順に関すること。
4 作業開始時の点検に関すること。
5 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
6 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
7 事故時等における応急措置及び実施に関すること。
8 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項。
※5から7については、全ての業種で実施する義務があります。

(5) 紹介予定派遣に関する事項

Table with 4 columns: イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数(人), ロ 紹介予定派遣により労働者派遣をした労働者数(人), ハ 紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数(人), ニ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用についた労働者数(人).

(6) 雇用安定措置(法第30条)の実績 ※決算期間内に雇用安定措置を行った人数を記載(無期雇用派遣労働者は記載不要)

Table with 10 columns: 期間, 対象派遣労働者数, 第1号の措置(派遣先への直接雇用への依頼)を講じた人数, うち、派遣先で雇用された人数, 第2号の措置(新たな派遣先の提供)を講じた人数, うち、新たな派遣先で就業した人数, 第3号の措置(派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用)を講じた人数, 第4号の措置(その他の措置)を講じた人数, 第1号から第4号までのいずれの措置も講じなかった人数, 備考.

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者(登録中の者を含む)に限る。

※2 (5)欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数(人)」の内数であること。

計上方法については次ページ参照

【参考】

事業報告における雇用安定措置対象者の計上方法

(1) 派遣労働者数等雇用実績（実人数）（報告対象期間末日現在） ※決算期末日における人数

	計	通算雇用期間が1年以上の派遣労働者		通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	
		うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者
①全労働者	100	—	—	—	—
②派遣労働者総計	40	30	20	10	3
③無期雇用派遣労働者	10	10	10	0	0
④有期雇用派遣労働者	30	20	10	10	3

「0」の場合も「0」と記入

←①20+②3=23 （決算期末日における雇用安定措置対象者数）

(6) 雇用安定措置（法第30条）の実績 ※決算期間内に雇用安定措置を行った人数を記載（無期雇用派遣労働者は記載不要）

期間	対象派遣労働者数 ③	第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数		第2号の措置（新たな派遣先の提供）を講じた人数		第3号の措置（派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数	第4号の措置（その他の措置）を講じた人数			第1号から第4号までのいずれの措置も講じなかった人数	備考
		うち、派遣先で雇用された人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）	紹介予定派遣（※2）		左記以外のその他の措置				
計	30	4	2	15	7	7	5		0	3	
3年見込み	3	2	2	1	1					0	
2年半から3年未満見込み	5	1	0	2	1	1	2			1	
2年から2年半未満見込み	3			2	1	1	1			0	
1年半から2年未満見込み	5			2	1	2				1	
1年から1年半未満見込み	4			2	1	1	1			0	
1年未満見込み（※1）	10	1	0	6	2	2	1			1	

義務

努力義務

■ 同じ職場（派遣先における同一の組織単位）への派遣期間の見込みの期間ごとに対象労働者数を計上し、措置を行った実績を記載。

- (1) 事業年度末日時点で雇用している派遣労働者  
→ 末日時点で締結している派遣契約が終了するまでの期間が見込みとなる(①+②)
- (2) 事業年度中に退職した派遣労働者  
→ 最後の派遣契約が終了した日までの期間が見込みとなる  
⇒ (1) + (2) = ③ 対象派遣労働者数計

■ 同一の派遣労働者に、複数の措置を講じた場合はそれぞれに計上する  
③ 対象派遣労働者数計 ≤ (第1号～4号の措置を講じた+講じなかった人数)

■ ① + ② ≤ ③ になっているかを確認

ただし、60歳以上の者・有期プロジェクト業務・日数限定業務・産前産後休業や育児・介護休業の代替労働者は、雇用安定措置の対象外となるためその分③の人数は少なくなる。その場合は、備考欄に「60歳以上1名」等と記載する。

様式第11号 (第3面)

(7) 派遣料金及び派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)に関する事項

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金(日雇派遣労働者を除く)

	派遣料金(1日(8時間当たり)の額)			派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均 01~99の合計額/記載業務の合計数	18,667	22,500	19,500	13,000	15,500	15,500	14,000	14,000
01 管理的公務員								
02 法人・団体役員								
03 法人・団体管理職員								
04 その他の管理的職業従事者								
05 研究者								
06 農林水産技術者								
07 製造技術者								
08 製造技術者								
09 建築・土木・測量技術者								
10 情報処理・通信技術者	30,000	31,000	27,000	20,000	21,000	21,000	19,000	19,000
11 その他の技術者								
12-1 医師								
12-2 薬剤師								
12-3 歯科医師、獣医師								
13-1 看護師								
13-2 准看護師								
13-3 保健師、助産師								
14-1 診療放射線技師								
14-2 臨床検査技師								
14-3 その他の医療技術者								
15 その他の保健医療従事者								
16 社会福祉専門職業従事者								
17 法務従事者								
18 経営・金融・保険専門職業従事者								
19 教員								
20 宗教家								
21 著述家、記者、編集者								
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者								
23 音楽家、舞台芸術家								
24 その他の専門的職業従事者								
25 一般事務従事者	12,000	0	12,000	9,000	0	0	9,000	9,000
26 会計事務従事者	14,000	14,000	0	10,000	10,000	10,000	0	0
27 生産関連事務従事者								
28 営業・販売事務従事者								
29 外勤事務従事者								
30 運輸・郵便事務従事者								
31 事務用機器操作員								

01~99の単純平均額  

$$\left( \frac{\text{業務ごとの合計}}{\text{業務の数}} \right) = \text{全業務平均(小数点以下四捨五入)}$$
 例) 派遣料金  
 派遣労働者 =  $(30,000 + 12,000 + 14,000) \div 3 = 18,666.666\dots$   
 無期雇用派遣労働者 =  $(31,000 + 14,000) \div 2 = 22,500$   
 有期雇用派遣労働者 =  $(27,000 + 12,000) \div 2 = 19,500$

協定対象派遣労働者の賃金額を記入  
 (対象者がいない場合は空欄)

※全業務平均=単純平均  
 業務別平均=加重平均

派遣労働者の賃金には、給与、交通費、賞与など労働の対価及び諸手当等、派遣労働者に支払われた全ての賃金を含む

$$\left( \frac{\text{決算期間内に派遣先から得た派遣料金の総額(消費税含む)}}{\text{派遣労働者の総労働時間}} \right) \times 8 \text{時間}$$
 (小数点以下四捨五入)

$$\left( \frac{\text{決算期間内の派遣労働者の賃金の総額}}{\text{派遣労働者の総労働時間}} \right) \times 8 \text{時間}$$
 (小数点以下四捨五入)

複数の業務を担当している場合は  
 主たる業務で記入



様式第11号 (第5面)

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

	日雇派遣労働者の派遣料金 (1日(8時間当たり)の額)	日雇派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)	
		日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均	21,500	18,000	0
4-1 情報処理システム開発	30,000	20,000	0
4-2 機械設計			
4-3 事務用機器操作			
4-4 通訳、翻訳、速記			
4-5 秘書			
4-6 ファイリング			
4-7 調査			
4-8 財務			
4-9 貿易			
4-10 デモンストレーション			
4-11 添乗			
4-12 受付・案内			
4-13 研究開発			
4-14 事業の実施体制の企画、立案			
4-15 書籍等の制作・編集			
4-16 広告デザイン			
4-17 OAインストラクション			
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業			
4-19 看護業務			

「全業務平均」は左記令第4条以外の業務も含めた日雇(60歳以上や昼間の学生等)料金の平均を記載。  
令第4条に該当しない日雇派遣のみの場合は、全業務平均のみを記載。

(8) マージン率等の情報提供の状況

(記入必須)

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	<input type="radio"/>
書類の備付け	
その他 ( )	

「派遣実績なし」の場合でも必ず記入してください。

※マージン率等の情報提供は、派遣法第23条第5項により義務付けられています。(複数選択可)  
また、令和3年4月1日より  
**常時インターネットの利用による情報提供が原則**となりました。  
自社のホームページを有していない場合等は、人材サービス総合サイトを活用してください。

様式第11号 (第6面)

キャリアコンサルタント以外の担当者については必ず記入  
 ○職務経験あり・・・過去にキャリアコンサルティングの経験がある者、  
 人事部門で3年以上の経験がある者  
 ○知見あり・・・キャリアコンサルティングの知見を有する者

(9) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の方	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計	2	1	1	1	1	
キャリアコンサルタント	1		1	—	—	—
上記以外の担当者	1	1		—	1	
営業職				—		
その他	1	1		—	1	

「派遣実績なし」の場合でも必ず記入してください。

「上記以外の担当者」の内数

② キャリアコンサルティングの実施状況 (希望する派遣労働者全員への実施が義務)

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者
40	10	30	30	5	25	30	5	25

1. 2. 3 いずれかに○第6面③のみ、それぞれ用紙を分けて作成

③ キャリアアップに資する教育訓練 (1 フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み)

例) フルタイム (1年以上雇用見込み)

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別	訓練の実施主体の別	訓練費負担の別	賃金支給の別	
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降					
イ 入職時等基礎的訓練	各項目の番号												
(イ) 新規採用者訓練	1				40				1	1	1	1	
1人あたり4時間	10				10				備考				
(ロ)									備考				
ロ 職能別訓練													
(イ) システム設計・技能研修	2	2			40	40	20	20	1	1	1	1	
4時間	10	10	5	5	10	10	5	5	備考				
(ロ) OA機器操作訓練	2	5			20	20	12	8	2	1	1	1	
4時間	5	5	3	2	5	5	3	2	備考				
ハ 職種転換訓練													
(イ) ワークスタイル多様化研修	2	2			20	10	10	10	1				
2時間		10	5	5	10	5	5	5	備考				
(ロ)									備考				
ニ 階層別訓練													
(イ) リーダー就任研修	4	4			20	10	10	10	1	1	1	1	
2時間		10	5	5	10	5	5	5	備考				
(ロ)									備考				
ホ その他の教育訓練													
(イ) ビジネススキル研修	2	2			5	5	3	2				1	
1時間	5	5	3	2	5	5	3	2					
(ロ)													
					○ 40 + 40 + 20 + 5 = 105								
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a)					105	105	55	50	1～3年目のaの合計 (c)		※4年目は含まない		265
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数 (b)					10	10	5	5	1～3年目のbの合計 (d)		※4年目は含まない		25
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a ÷ b)					10	10	11	10	1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c ÷ d)				10
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)													1500 ※記入漏れ/最低賃金に注意!

「受けなければいけない人数」のため受講済みとして扱う者は含めない。

例) 決算期間内に訓練を行った派遣労働者が30人  
 【1年目】入職から1年目の派遣労働者が10人  
 【2年目】入職から2年目の派遣労働者が10人  
 【3年目】入職から3年目の派遣労働者が5人  
 【4年目】入職から4年目以降の派遣労働者が5人

※延べ人数ではないことに注意!  
 △ 5 + 2 + 5 + 5 + 2 = 19 ではなく  
 実際に受講した人数の合計のため  
 4年目以降の派遣労働者5人を上回ることはない

様式第11号 (第7面)

II 6月1日現在の状況報告

1 派遣労働者の実人数

① 派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数 (6月1日に派遣した労働者の数を記載。※当日派遣していない者（有給休暇を含む）は除く。)

派遣労働者計	うち、通算雇用期間が1年以上の派遣労働者				うち、通算雇用期間が1年未満の派遣労働者			
	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者		無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
42	25	25	6	6	2	2	9	9

派遣労働者計 42 = □25 + □2 + △6 + △9

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数 (①の内数)

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
			協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
01 管理的公務員					
02 法人・団体役員					
03 法人・団体管理職員					
04 その他の管理的職業従事者					
05 研究者					
06 農林水産技術者					
07・08 製造技術者					
09 建築・土木・測量技術者					
10 情報処理・通信技術者	20	20	20		
11 その他の技術者					
12 -1 医師					
12 -2 薬剤師					
12 -3 歯科医師、獣医師					
13 -1 看護師					
13 -2 准看護師					
13 -3 保健師、助産師					
14 -1 診療放射線技師					
14 -2 臨床検査技師					
14 -3 その他の医療技術者					
15 その他の保健医療従事者					
16 社会福祉専門職業従事者					
17 法務従事者					
18 経営・金融・保険専門職業従事者					
19 教員					
20 宗教家					
21 著述家、記者、編集者					
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者					
23 音楽家、舞台芸術家					
24 その他の専門的職業従事者					
25 一般事務従事者	10	2	2	8	8
26 会計事務従事者	2			2	2
27 生産関連事務従事者					
28 営業・販売事務従事者					
29 外勤事務従事者					
30 運輸・郵便事務従事者					
31 事務用機器操作員					

(第8面に続く)



様式第11号 (第8面)

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（続）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
			協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
32 商品販売従事者					
33 販売類似職業従事者					
34 営業職業従事者					
35 家庭生活支援サービス職業従事者					
36 介護サービス職業従事者					
37 保健医療サービス職業従事者					
38 生活衛生サービス職業従事者					
39 飲食物調理従事者					
40 接客・給仕職業従事者					
41 居住施設・ビル等管理人					
42 その他のサービス職業従事者					
43～45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—
46 農業従事者					
47 林業従事者					
48 漁業従事者					
49・50 生産設備制御・監視従事者	10	5	5	5	5
51 機械組立設備制御・監視従事者					
52・53 製品製造・加工処理従事者					
54 機械組立従事者					
55 機械整備・修理従事者					
56・57 製品検査従事者					
58 機械検査従事者					
59 生産関連・生産類似作業従事者					
60 鉄道運転従事者					
61 自動車運転従事者					
62 船舶・航空機運転従事者					
63 その他の輸送従事者					
64 定置・建設機械運転従事者					
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—
66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）					
67 電気工事従事者					
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—
69 採掘従事者					
70 運搬従事者					
71 清掃従事者					
72 包装従事者					
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者					
99 分類不能の職業					

この5名の内、3名が  
特定製造業務に従事した

**【特定製造業務】**  
「物の製造」の業務（物の溶融、鋳造、加工、組立て、洗淨、塗装、運搬等を製造する工程における作業に係る業務）から、産休・育休・介護休にかかる製造要員を引いたもの。  
※製品検査や出荷業務等は除かれる。

③ 特定製造業務従事者の実人数 (①の内数)

特定製造業務従事者 計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
3	3	3		

上記業務別派遣労働者のうち、特定製造業務に従事した者の人数を記入

④ 期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数 (①の有期雇用派遣労働者の内数)

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
法第40条の2第1項第2号(高齢者)	2		2
法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)		該当する者がいる場合は記入	
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)			
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替)			
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替)			

様式第11号 (第9面)

⑤ 日雇派遣労働者の実人数 (6月1日に派遣した日雇派遣労働者の数を記載。※当日派遣していない者(有給休暇を含む)は除く。)

日雇派遣労働者 計	i ~ iv に該当しない者		i 高齢者		ii 昼間学生		iii 副業として従事する者		iv 主たる生計者でない者	
	協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	
4	2		2							

⑥ 特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数 (⑤ i ~ iv の合計の内数)

日雇派遣労働者	
協定対象派遣労働者	

⑦ 日雇派遣労働者の業務別実人数 (⑤の内数)

	日雇派遣労働者	
	協定対象派遣労働者	
4-1 情報処理システム開発	2	
4-2 機械設計		
4-3 事務用機器操作		
4-4 通訳、翻訳、速記		
4-5 秘書		
4-6 ファイリング		
4-7 調査		
4-8 財務		
4-9 貿易		
4-10 デモンストレーション		
4-11 添乗		
4-12 受付・案内		
4-13 研究開発		
4-14 事業の実施体制の企画、立案		
4-15 書籍等の制作・編集		
4-16 広告デザイン		
4-17 OAインストラクション		
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業		
4-19 看護業務		

上記⑤の「i ~ iv に該当しない者」欄の日雇派遣労働者は必ずいずれかの業務に該当する  
※複数の業務に派遣している場合は、主たる業務に記入

⑧ 日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数 (⑤の内数)

法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)	
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)	
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替業務)	
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替業務)	

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者(雇用されている者を含む。)の数

20

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
雇用保険	27	13	—	2
健康保険	27	10	—	0
厚生年金保険	27	10	—	0

「通算雇用期間1年未満の無期雇用派遣労働者」は「雇用見込みが1年以上の労働者」の「無期雇用派遣労働者」欄に人数を含める

第7面①欄において計上した、6月1日に派遣した労働者の雇用保険及び社会保険の加入状況を記入

※未加入者がいる場合は、余白にその理由を記入  
例) 健康保険・厚生年金について  
未加入者5名  
理由: 1か月の勤務日数が一般社員の概ね3/4未満であるため